

各務原市予防接種事故災害補償要綱

(平成23年1月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が法定外の予防接種で行政措置として実施する予防接種に係る事故の災害補償について必要な事項を定めるものとする。

(補償の実施)

第2条 市は、予防接種により、第4条第1項の補償対象者が死亡し、又は身体障害(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「政令」という。)別表第2に定める障害に限る。)状態になったときは、当該補償対象者に対し、補償を行うものとする。

(対象となる予防接種)

第3条 補償の対象となる予防接種は、法定外の予防接種で市が自らの行政措置として行うすべての予防接種とする。

2 市の委託契約に基づき他の市町村に委託して実施するものは補償の対象とし、市が他の市町村から委託を受けて行うものは補償の対象としない。

(補償対象者)

第4条 補償の対象となる者(以下「補償対象者」という。)は、前条に規定する補償の対象となる予防接種を受けたすべての者とする。

2 補償対象者が死亡の場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償の基準及び補償金額)

第5条 補償基準及び補償金額は、次のとおりとする。

(1) 補償基準

ア 補償対象者の事故(身体障害)を発見した日から180日以内に死亡又は政令別表第2に定める障害を被った場合に限る。

イ 補償対象者の事故(身体障害)を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡補償金 全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書に定める死亡補償保険金額

イ 障害補償金 全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書に定める障害

補償保険金額

2 同一の対象予防接種による事故に関しては、死亡補償金と障害補償金を重複して給付しないものとする。

(申請)

第6条 補償金の給付を受けようとする者は、必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(審査)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を調査し、適当と認めるときは、補償金の給付を決定するものとする。

(損害賠償の免責)

第8条 市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その額の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により補償の給付を受けた者に対して、補償金の全部又は一部を返還させることができる。

(準用)

第10条 この要綱に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

2 各務原市予防接種健康被害救済要綱（平成2年3月31日決裁）は、廃止する。